

F A O / W H O 合同食品規格計画

第 8 回 ナチュラルミネラルウォーター部会

日時 : 2008 年 2 月 11 日 (月) ~ 2 月 15 日 (金)

場所 : ルガーノ (スイス)

仮 議 題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及び / 又はその他の部会からの付託事項
3 .	ナチュラルミネラルウォーター規格 (CODEX STAN 108-1981) における特定物質の健康関連基準値の検討 (ステップ 4)
4 .	その他の事項及び今後の作業
5 .	次回会合の日程及び開催地
6 .	報告書の採択

第 8 回ナチュラルミネラルウォーター部会 (CCNMW) の主な検討議題

日時：2008 年 2 月 11 日 (月) ~ 2 月 15 日 (金)

場所：ルガーノ (スイス連邦)

主要議題の検討内容

議題 3 ナチュラルミネラルウォーター規格 (CODEX STAN 108-1981) における特定物質の健康関連基準値の検討 (ステップ 4)

第 8 回 CCNMW においては、コーデックスナチュラルミネラルウォーター規格 (CODEX STAN 108-1981) と、2004 年に改訂された第 3 版 WHO 飲料水質ガイドラインとの間で、特定の健康関連物質に対する基準値に相違があることから、その整合性について議論が行われる (両者の違いについては別紙参照)。

コーデックス規格が定めるナチュラルミネラルウォーターは、地下水支持層から直接採水されるものであり、その処理においては微生物的純粋性及び化学的本質・成分を保つという条件下での処理しか認められていないことから、特にホウ酸塩、フッ素等、WHO 飲料水質ガイドラインの基準値をそのまま準用することが困難な物質も存在する。よって、本会合においては、ナチュラルミネラルウォーターの特性及び暴露評価等の科学的データを考慮した上で、合理的に達成可能な範囲でできる限り低くする (ALARA の原則) との考え方に則って基準値を策定すべきとの立場で対応したい。

なお、我が国においては、現在、ナチュラルミネラルウォーターを含む清涼飲料水の規格基準の改正のため、食品安全委員会が清涼飲料水中の化学物質について食品健康影響評価を実施しているところであり、今回議論の対象となっているアンチモン、ホウ酸塩、銅、マンガン、水銀、ニッケル及び亜硝酸塩についても評価中である。

コーデックスナチュラルミネラルウォーター規格と第3版 WHO 飲料水質ガイドライン
基準値対照表

(mg/l)

物質名	コーデックス規格	WHO ガイドライン
アンチモン	0.005	0.02
ヒ素	0.01 (総ヒ素として)	0.01
バリウム	0.7	0.7
ホウ酸塩	<u>5</u> (ホウ素として)	0.5 (ホウ素として)
カドミウム	0.003	0.003
クロム	0.05 (総クロムとして)	0.05 (総クロムとして)
銅	<u>1</u>	2
シアン化物	0.07	0.07
フッ化物	脚注参照 ¹	1.5 ²
鉛	0.01	0.01
マンガン	<u>0.5</u>	0.4
水銀	<u>0.001</u>	0.006 (無機水銀として)
ニッケル	<u>0.02</u>	0.07
硝酸塩	50 (硝酸塩として)	50 (硝酸塩として) (短期暴露)
亜硝酸塩	<u>0.02</u> (亜硝酸塩として) ³	3 (亜硝酸塩として) (短期暴露)
		0.2 (長期暴露)
セレン	0.01	0.01

¹ 製品がフッ化物を 1 mg/l 以上含有する場合は、「フッ化物を含む」旨を製品名の一部またはその近く、あるいはよく目立つ場所に表示させること。また、製品がフッ化物を 2 mg/l 以上含有する場合は、「本製品は乳児及び7歳以下の幼児には適していない」という文章を表示させること。

² 国内基準を設定する場合は、飲用水以外からの水の摂取量についても考慮すること。

³ 品質要件として設定されている(ただし乳児を除く)。

- 一本線のアンダーラインは、WHO ガイドラインより基準値が低いことを示す。

= 二本線のアンダーラインは、WHO ガイドラインより基準値が高いことを示す。